

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和4年4月8日
宮崎県教育委員会

県下全域の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、全ての県立学校における感染防止の対応を以下のとおりとする。

◎ 今後の対応【4月9日（土）から当分の間】

- 学校における感染症対策については、検温、マスク、手洗いといった基本的な対策に加え、これまでの知見等を踏まえた最大限の感染症対策に引き続き取り組むこと。
- 教育活動の実施については、地域や学校の感染状況を踏まえ、十分な感染症対策を行った上で感染リスクの低い活動から徐々に実施すること。
 ※ 感染リスクの高い教育活動については、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。（令和4年4月1日付：文部科学省事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～』の改訂について）
- 部活動については、別紙の令和4年4月7日付け事務連絡を参照すること。
- 感染防止効果の観点から、可能な限り不織布マスクを着用すること。

1 感染対策

(1) 学校における感染対策について

- ・ これまで、各学校においては、国の衛生管理マニュアルに従って、適切な感染症対策が講じられてきた。しかし、そうした中でも、教育活動やその他の生活場面において、感染が広がったケースが確認されている。主なものとして、換気の不十分な室内で長時間の活動やマスクを外した状況下での食事の際の会話、学習用具の共同使用などが感染につながったケースが報告されている。
 こうした、これまでの知見等を踏まえた最大限の感染対策（十分な換気、適切なマスク着用、黙食の徹底、学習用具の共同使用上の注意等）について、児童生徒や教職員が共通理解をした上で、十分に取り組んでいくこと。

(2) 教育活動の精選について

- ・ 教育活動の実施については、地域や学校の感染状況を踏まえ、十分な感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施することができる。
- ・ 感染リスクの高い活動等については、令和4年4月1日付の文部科学省事務連絡『「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～』の改訂について』を参照すること。

(3) 各家庭への周知について

- ・ 軽い風邪症状がある中で登校し、感染が広がったケースもあることから、日々の検温を徹底し、風邪症状がある場合は登校を控えることなど、これまで繰り返し周知を行ってきた事項についても、改めて各家庭に周知し、協力を求めること。（別紙『新型コロナウイルス感染症の予防について』参照）

2 学校において感染者が確認された場合の対応

- ・ 各学校において感染者が確認された場合は、『県立学校で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の対応』（教育政策課：令和3年9月6日事務連絡）に沿って適切に対応すること。
 なお、自宅待機等の措置を講じる場合は、事前に県教育委員会へ相談すること。

3 部活動の対応

- ・ 部活動については、別紙の令和4年4月7日付け事務連絡を参照すること。

4 その他

- 本対応は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～ 2022. 4. 1一部修正（文部科学省）を基に示されている。
- 上記の対応は4月8日（金）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

県立学校長 殿

高 校 教 育 課
ス ポー ツ 振 興 課

新学期における県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について
(運動・文化部活動の取扱いについて)

県内において「同一部活動内」での新型コロナウイルスの感染が見られるとともに、新たな職員構成による新学期を迎えるにあたり下記の内容のとおり、留意事項等をまとめましたので、再度、教職員への共通理解を図るとともに、生徒、保護者への指導の徹底をお願いします。

記

1 活動について

学校や地域の感染状況等を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から行うことができる。

※ 活動するに当たっては、生徒の状況（新入生等の体力や技能等の状況を含む）に十分配慮し、事故や怪我等が起きないような活動計画を立てること。

- 可能な限り、マスクを着用して活動すること。
- マスクを外して活動を行う場合には、互いの距離を十分確保するとともに、生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。
- 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討すること。

- ・ 活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上休養日とすること)
- ・ 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- ・ 施設に限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。
- ・ 他校との交流、宿泊を伴う活動及び大会の参加については、令和4年3月11日付け事務連絡「運動部活動における他校との交流や大会等への参加について」及び令和4年3月29日付け事務連絡「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」を参照すること。

2 具体的な留意事項について（新入生等への指導の徹底）

- ・ 活動の前後における着替えや移動の際、教職員等による指導内容の説明やグループでの話合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。
- ・ 器具や用具の不必要な使い回しを避け、共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・ 体育館など屋内で実施する場合は、気候上可能な限り常時換気に努めるとともに、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は慎重に検討すること。
- ・ 更衣や部室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
- ・ 部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう特に指導を徹底すること。
- ・ 活動を行う際には、生徒、保護者の十分な理解を得た上で実施すること。
- ・ 全職員の共通理解を図りながら、活動を進めること。

問合せ先
高校教育課（高校教育・学力向上担当）
0985（26）7033
スポーツ振興課（学校体育担当）
0985（26）7596

令和4年4月8日

保護者の皆様へ

宮崎県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

日頃より、本県教育活動に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の全国的な急拡大が確認されており、本県におきましても新規感染者が急増し、過去に経験したことのない規模の感染に直面している状況にあります。

このため、各学校においては、感染防止対策を再確認し、安心・安全な学校生活が継続できるよう体制の整備に努めているところであります。

つきましては、各家庭におかれましても、強い警戒感をもって、感染予防対策の徹底をお願いいたします。

家庭での感染予防対策の徹底を！

- 本人及び同居の方の、毎朝の検温と健康状態の確認
- 登校や外出の際の適切なマスクの着用
※感染防止効果の観点から、できる限り不織布マスクを着用
- 帰宅後のこまめな手洗い（手指の消毒）

※ 次の場合は、登校をさせずに、医療機関に相談してください。
その際は、必ず、学校に連絡をしてください。

- 発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合
→ 地域において感染が増加した際は、同居の方に同様の症状がある場合も登校させないでください。
- 同居の方が、感染もしくは感染の疑いがある場合